

# 薬局機能情報

## 記入上の留意点（システム利用者用）

### 基本情報

#### ※連絡担当者

「連絡担当者」の項目は、ホームページ上には公開されません。  
薬局機能情報担当者の情報を記載してください。

#### 1 薬局の名称

- (1) 名称（フリガナ）  
カタカナでふりがなを記載する。
- (2) 名称  
許可証又は変更届書と同じ表記とする。
- (3) 英語表記（ローマ字表記）  
ヘボン式ローマ字での表記を大文字で記載する。別添の綴り方を参考にすること。  
なお、英語表記の名称がある場合は、ローマ字での表記に代えて差し支えない。

#### 2 薬局の開設者氏名

- (1) 開設者名（フリガナ）  
カタカナでふりがなを記載する。
- (2) 開設者名（代表者氏名）  
許可証又は変更届書と同じ表記とする。法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

#### 3 薬局の管理者

- (1) 氏名（フリガナ）  
カタカナでふりがなを記載する。
- (2) 氏名  
薬局の管理薬剤師の氏名を記載する。許可申請書又は変更届書と同じ表記とする。

#### 4 薬局の所在地

- (1) 郵便番号  
薬局の郵便番号を7桁で記載する。（「-」は不要）  
※「住所検索」ボタンを押すと（2）「所在地（フリガナ）」  
（3）「所在地」が自動入力されるので、（3）「所在地」のみ地番を追記する。
- (2) 所在地（フリガナ）  
カタカナでふりがなを記載する。地番についてはふりがな不要とする。
- (3) 所在地  
許可証と同じ表記とする（区画整理等により変更になった場合は、変更後の住所を記載する）。  
「茨城県」は記載しない。
- (4) 建物・ビル名  
許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名を付記することは差し支えない。ビル名、号室等まで正確に入力すること。
- (5) 英語表記  
英語での表記を記載する。記載方法は次を基本とする。

【記載順】：フロア（部屋番号）、ビル名、地番、町名、市町村名、郡名

【記載方法】：

- 単語の1文字目は大文字で記載し、2文字目以降は小文字で記載する。
- 単語間は「、」でつなぐ。
- Shi（市）、Cho（町）、Gun（郡）等の前には「-」を入れる。
- 「大字」、「字」は記載しない。
- 「Building」は「Bld.」と、「Floor」は「Fl.」と、「Room」は「Rm.」と略して記載することができる。

## （6）所在地座標

### ① 緯度・経度が未入力の場合。

ページ下部にある、「登録」ボタンをクリックすると、所在地、建物・ビル名を基に所在地座標が自動登録されるので、「地図情報の変更」をクリックし、薬局の位置を確認し、必要に応じて修正してください。

### ② 緯度・経度が入力されている場合。

まず、「地図情報の変更」をクリックし、地図上の薬局所在地が正確か確認してください。

- 薬局の近くではあるが正確ではない場合。

地図上の正確な位置でダブルクリックし、修正してください。

- 薬局から離れた場所にある場合。

一度「緯度・経度」のデータを削除してください。

未入力の状態で、ページ下部にある「登録」ボタンをクリックすると、所在地、建物・ビル名を基に所在地座標が自動登録されるので、「地図情報の変更」をクリックし、地図上の薬局位置を確認の上、必要に応じて修正してください。

## 5 電話番号（開店時間内及び開店時間外）及びファクシミリ番号

### （1）電話番号（開店時間内）

通常の営業日の開店時間内において連絡が可能な電話番号を市外局番から記載する。

局番は「-」で区切る。

### （2）電話番号（開店時間外）

#### ①営業日開店時間外対応

通常の営業日において、開店時間外の対応を実施している場合は、連絡が可能な電話番号を市外局番から記載する。局番は「-」で区切る。

#### ②休業日対応

休業日において、対応を実施している場合は、連絡が可能な電話番号を市外局番から記載する。局番は「-」で区切る。

#### ③地域輪番制に参加

地域輪番制等に参加し、対応を実施している場合は、連絡が可能な電話番号を市外局番から記載する。局番は「-」で区切る。

携帯電話、PHS等の番号を記載することも可能だが、薬局として責任ある対応を行える場合に限る。

### （3）ファクシミリ番号

連絡が可能なファクシミリ番号を市外局番から記載する。局番は「-」で区切る。

### （4）対応できない時間帯

対応できない時間帯がある場合は、その時間帯を記載する。

## 6 営業日及び開店時間

### (1) 開店時間

保健所に届け出ている開店日・開店時間を記載する。

開店時間 1 には、曜日ごとに通常の開店時間を 24 時間表記で記載する。

(例)：午後 1 時は 1300

記載されていない曜日については休業日とみなす。

1 日の開店時間が昼休み等で中断される場合は、開店時間 2 に中断以降の開店時間を記載する。

祝日欄は、祝祭日に特別な開店時間になる場合に記載し、通常の開店時間と変わらない場合は空欄とする。祝祭日に休業する場合は、特記事項欄にその旨を記載する。

### (2) 特記事項

次のような場合は本欄に記載する。

- ・ 同じ曜日でも、週によって開店時間が異なる場合

(例)：第 1・3・5 土曜日は 9:00～18:00 で、第 2・4 土曜日は 9:00～12:00

→ 開店時間の土曜日の欄は 0900～1800 とし、本欄に、「第 2・4 土曜日は 9:00～12:00 まで開店」と記載する。

- ・ 週によって休業する場合

(例)：第 2・4 土曜日は休業

→ 開店時間の土曜日の欄は通常の開店時間を記載し、本欄に、「第 2・4 土曜日休業」と記載する。

- ・ 特別な休業日がある場合

毎年必ず特別に休業する日(年末年始等の特別な時期における休業日等)があれば、具体的な日付を記載する。

(例)：お盆と年末年始は休業

→ 「8月○日～8月○日、12月○日～1月○日休業」と記載する。

### (3) 開店時間以外で相談できる時間

開店時間以外に相談できる時間がある場合は、その時間帯を記載する。

曜日ごとに相談できる時間を 24 時間表記で記載する。

### (4) 薬剤師不在時間の有無

薬剤師不在の届出を管轄保健所に提出している場合はを入れる。

## 7 健康サポート薬局

### (1) 健康サポート薬局

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局として届出を行っている場合はを入れる。

### (2) URL

薬局が実施している健康サポートの具体的な内容を掲載したホームページのアドレスを記載する。

## 8 地域連携薬局

### (1) 法第 6 条の 2 に規定する地域連携薬局の認定を受けている場合はを入れる。

### (2) URL

地域連携薬局として行っている具体的な活動内容等を掲載したホームページのアドレスを記載する。

## 9 専門医療機関連携薬局

### (1) 法第 6 条の 3 に規定する専門医療機関連携薬局の認定を受けている場合はを入れるとともに規則第 10 条の 3 第 1 項に規定する傷病の区分(以下「傷病の区分」という。)にを入れる。

### (2) URL

専門医療機関連携薬局として行っている具体的な活動内容等を掲載したホームページのアドレスを記載する。

## 薬局へのアクセス

### 1 薬局までの主な利用交通手段

薬局までの主な利用交通手段を記載する。

- (例) ○○線○○駅から徒歩5分  
○○バス停留所から徒歩5分

### 2 薬局の駐車場

#### (1) 駐車場がある（契約駐車場も含む）

薬局専用の駐車場（薬局において所有する駐車場、又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場）がある場合は  を入れ、当該駐車場の利用料について、該当する項目に患者等が駐車可能な普通乗用車の台数を記載する。

#### (2) 近隣に駐車場がある

薬局専用の駐車場が無いが、近隣に利用できる駐車場がある場合は、 を入れ、当該駐車場の利用料について、該当する項目に患者等が駐車可能な普通乗用車の台数を記載する。

### 3 ホームページアドレス

#### (1) ホームページアドレス

薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス（以下「URL」という。）を記載する。ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供する URL は含まない。

同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれる場合は、各薬局の情報が直接閲覧できる URL を記載するよう配慮する。

ホームページを開設していない場合は、空欄とする。

#### (2) 利用料が必要

ホームページの利用が有料の場合は  を入れる。

#### (3) 利用料金

利用金額を記載する。

### 4 電子メールアドレス

薬局において、患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスがある場合は、その電子メールアドレスを記載する。ただし、薬局の従業員個人の電子メールアドレスや、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まない。

メールアドレスがない場合及びメールによる相談等の対応を行わない場合は、空欄とする。

## 業務内容、提供サービス

### 1 認定薬剤師の種類及び人数

認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）については、5種類まで、認定の種類（認定名称及び認定団体名<sup>※</sup>）を記入の上、人数を記載する。人数は、常勤・非常勤にかかわらず実数を記載する。

なお、「中立的かつ公共性のある団体」とは、一般に、社団法人や財団法人などの公益法人を指すが、公益法人による認定以外であっても、法人格を有し、中立的かつ公益性のある団体により認定された場合は対象になると考えられる。ただし、公的な機関から任命されていても、保護司、薬物乱用防止指導員等は認定薬剤師とは見なさない。対象になるかどうか不明な場合は保健所に問い合わせること。

※公益社団法人薬剤師認定制度認証機構から認証された制度（同機構ホームページ「<http://www.cpc-j.org/>」から確認可）による認定の場合は、認定団体名の前に（CPC）を付すこと。「例：（CPC）公益財団法人日本薬剤師研修センター」

### 2 業務内容

次に示す内容の実施について、該当する項目に☑を入れる（複数回答可）。

#### (1) 無菌製剤処理に係る調剤の実施

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調整に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を関東信越厚生局に届け出ている場合。

他店の無菌調剤室を共同利用する場合には、その薬局の名称及び所在地を記載する。

#### (2) 一包化薬に係る調剤の実施

一包化調剤が可能な場合。薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合を含む。

#### (3) 麻薬に係る調剤の実施

麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合。

#### (4) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施

生薬（漢方を含む。）の浸煎薬及び湯薬を調剤することができる場合。

#### (5) 薬局製剤の実施（承認・許可取得施設）

薬局製剤の製造販売承認（1品目でも可）を受けており、かつ製造販売業及び製造業の許可を受けている場合。ただし、承認不要の品目についてのみ都道府県知事に製造販売の届出を行っている場合を除く。

#### (6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施（在宅患者訪問薬剤管理指導届出施設）

在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を関東信越厚生局に行っている場合。

#### (7) オンライン服薬指導の実施

規則第15条の13第2項に規定する方法で服薬指導を実施している場合。

#### (8) 電磁的記録をもって作成された処方箋の受付

電子処方箋の運用ガイドライン（平成28年3月31日付け医政局発0331第31号、薬生発0331第11号、保発0331第27号、政社発0331第2号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、保険局長、政策統括官（社会保障担当）通知別紙1（令和2年4月30日最終改正））に準拠した電子処方箋により調剤することができる場合。

#### (9) 薬剤服用歴の管理の実施

薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合。

#### (10) 薬剤情報を記載するための手帳の交付

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合。

#### (11) 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施

薬歴を電子化して管理している場合。

#### (12) 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応

「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されるとともに、「第3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合。

### 3 地域医療連携体制

次に示す内容の実施について、該当する場合は☑を入れる（複数回答可）。

(1) プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

地域におけるプレアボイド事例の把握・収集し、医療機関等の関係者と連携（薬局間は含まない）して共有する取組をおこなっている場合。

なお、薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行い、かつ、報告期日の前年1年間に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も☑を入れて差し支えない。

(2) 地域住民への啓発活動への参加の有無

地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動に参加等している場合。

(3) プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無

医療機関と合意したプロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）を導入している場合。

(4) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

薬局が所在する地域の地域医療情報連携ネットワークがある場合に、それに参加した上で、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合。

(5) 入院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、入院時の情報を共有する体制がある場合

(6) 退院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療連携室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合。

(7) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得て、当該利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合。

### 4 対応可能な相談内容

対応が可能な相談内容について、該当する項目に☑を入れる（複数選択可）。

### 5 対応することができる外国語の種類

（例）英語での対応が可能な場合は、「英語」に☑を入れ、対応のレベル（「レベル1・母国語並」、「レベル2・日常会話」、「レベル3・片言」）及び事前の連絡の要否について、該当する項目に☑を入れる。

記載されている15か国語以外に対応可能な言語がある場合は、5か国語まで、[その他の外国語]に言語名を記載の上、対応のレベル及び事前の連絡の要否について、該当する項目に☑を入れる。

外国語での対応が不可能な場合は、空欄とする。

外国語説明カードやマニュアル等で対応が可能な場合は、特記事項欄に対応方法について記載する。

### 6 聴覚障害者に対するサービス内容

対応が可能な場合は、該当する項目に☑を入れる（複数選択可）。

いずれも対応が不可能な場合は、空欄とする。

### 7 視覚障害者に対するサービス内容

対応が可能な場合は、該当する項目に☑を入れる（複数選択可）。

いずれも対応が不可能な場合は、空欄とする。

### 8 車いす利用者に対するサービス内容

対応が可能な場合は、該当する項目に☑を入れる（複数選択可）。

いずれも対応が不可能な場合は、空欄とする。

## 費用負担

### 1 医療保険及び公費負担等の取扱い

各法に基づく指定の有無について、指定を受けている場合は☑を入れる。

法令名称	指定申請先	備考
(1) 健康保険法	関東信越厚生局茨城事務所 (電話 029-277-1316)	保険薬局は指定ありに該当する。
(2) 生活保護法	茨城県保健福祉部福祉指導課 (電話 029-301-3164)	
(3) 戦傷病者特別援護法	茨城県保健福祉部長寿福祉推進課 (電話 029-301-3337)	保険薬局は指定ありに該当する。
(4) 母子保健法	茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課 (電話 029-301-3257)	県内において指定されている薬局はない。
(5) 公害健康被害の補償等に関する法律		保険薬局及び生活保護法の指定を受けている薬局は指定ありに該当する(特段の申し出があった場合を除く)。
(6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	保健所	
(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	保健所	結核指定医療機関として薬局も指定を受けることができる。
(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
(9) 育成医療	市町村	
(10) 更生医療	市町村	
(11) 精神通院医療	保健所	
(12) 労働者災害補償保険法	茨城労働局労働基準部労災補償課 (電話 029-224-6211)	
(13) 児童福祉法	茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課 (電話 029-301-3257)	
(14) 難病の患者に対する医療等に関する法律	保健所	

### 2 クレジットカードによる料金の支払の可否

#### (1) クレジットカードによる料金支払いが可能

薬局への費用の支払いについて、クレジットカードが利用できる場合は☑を入れる。

#### (2) 使用可能なカードの種類

利用可能なクレジットカードの種類について、複数可能である場合カード名の後に必ずカンマを入力し、記載する。(例) DC、JCB、MASTER、UC、VISA

## 実績、結果等に関する事項

### 1 薬局の薬剤師数

#### (1) 薬剤師

薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を記載する。この数は以下に従って記載する。

薬局における必要薬剤師の数は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき「薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）」に定められており、その詳細は、「薬局等の許可等に関する疑義について（回答）」（平成11年2月16日医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知）」記1「薬剤師の員数の解釈について」により示されている。

よって、本項目の記載に当たっては、同通知によるものとする。

なお、この場合、端数は切り捨てるものとする。

- 平成11年2月16日付医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知の要旨
  - ・常勤薬剤師をもって員数1とする。
  - ・常勤薬剤師とは、薬局で定める勤務時間の全てを勤務する者をいう。
  - ・非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により除した（割り算した）数とする。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

#### <例1>

1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間40時間の薬局について、薬剤師A、Bは週40時間勤務、薬剤師C、Dは週30時間勤務の場合

→A、Bが常勤でそれぞれ1。非常勤C、Dの員数はそれぞれ $30/40=0.75$ となり、合計は、 $1+1+0.75+0.75=3.5$ となる。端数は切り捨てて報告するため、薬局機能情報報告書に記載する数字は「3」となる。

#### <例2>

1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間28時間の薬局について、薬剤師Aは週32時間勤務、薬剤師Bは週24時間勤務、薬剤師Cは週16時間、薬剤師Dは週12時間勤務、薬剤師Eは週10時間勤務の場合

→Aが常勤で1。B～Eの員数の合計は、 $24/32+16/32+12/32+10/32=1.9\cdots$ となる。したがって、合計は2.9となる。端数は切り捨てて報告するため、薬局機能情報報告書に記載する数字は「2」となる。

#### (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師

健康サポート薬局の届出の有無に関わらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する。

#### (3) (公社) 薬剤師認定制度認証機構認定

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構から認証された制度（同機構ホームページ「<http://www.cpc-j.org/>」から確認可）による認定を受けた薬剤師の数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する（「認定薬剤師の種類及び人数」の欄で記載したもののうち、該当するもののみを再度記載する。）。

### 2 医療安全対策

#### (1) 副作用等に係る報告の実施件数

報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

#### (2) 医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は☑を入れる。

#### (3) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア



会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する。

なお、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まない。

また、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一の会議に参加した場合は、1回として計上する。

(4) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

報告期日の前年1年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載する。

なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。

**3 感染防止対策の実施の有無**

手指消毒用アルコール等の設置、パーティション・防護シートの設置等、感染防止対策を実施し、その旨を利用者に対しても薬局に掲示等により周知している場合は☑を入れる。

**4 調剤録等の情報開示の体制**

調剤録、薬歴、レセプト等の情報について、患者本人からの求めに基づいて情報開示する体制が整備されている場合は☑を入れる。

**5 症例を検討するための会議等の開催の有無**

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守（コンプライアンス）の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に行っている場合は☑を入れる。

**6 前年に処方箋を応需した者の延べ人数**

報告期日の前年1年間に処方せんを応需した延べ患者数の実数を記載する。

**7 患者満足度の調査の実施の有無**

(1) 報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を実施している場合は☑を入れる。

(2) 調査を実施しており、薬局において閲覧できるようにする等公表している場合は☑を入れる。

# 認定薬局に関する事項とその他の事項

## 1 地域連携薬局等に関する事項

- (1) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数  
規則第 10 条の 2 第 3 項第 8 号に規定する地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師の人数を記載する。
- (2) 規則第 10 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき、医療機関に情報を共有した回数  
(以下の①～③を合計した回数)
  - ① 利用者が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく報告及び連絡のうち、利用者が医療機関に入院する場合に行った報告及び連絡の回数を記載する。
  - ② 利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく報告及び連絡のうち、利用者が医療機関から退院する場合に行った報告及び連絡の回数を記載する。
  - ③ 上記①、②以外に、医療機関に情報を共有した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく報告及び連絡のうち、①及び②の回数を除いた報告及び連絡の回数を記載する。  
(居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った回数を含む。)
- (3) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 2 号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。
- (4) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 3 号に基づき、在庫として保管する医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。
- (5) 麻薬に係る調剤を行った回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 4 号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載する。
- (6) 無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数  
(以下の①～③を合計した回数)
  - ① 当該薬局において実施した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 5 号に基づき、当該薬局において無菌製剤処理に係る調剤を行った回数を記載する。
  - ② 他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 5 号に基づき、規則第 11 条の 8 に規定する他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理に係る調剤を行った回数を記載する。
  - ③ 他の薬局を紹介する等により実施した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、当該薬局の利用者から無菌製剤処理に係る調剤の求めに対して、無菌製剤処理を実施できる他の薬局を紹介した回数を記載する。
- (7) 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 10 号に基づき、地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

- (8) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第4項第1号の実績(居宅等を訪問して指導等を行った回数をいい、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合、同一人物に対する同一日に訪問した場合は1回の実績とする。)を記載する。

## 2 専門医療機関連携薬局

- (1) 規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数  
傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた常勤として勤務している薬剤師の人数を記載する。
- (2) 規則第10条の3第3項第2号に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第3項第2号に基づき、同項第1号の医療機関に情報を提供した回数を記載する。
- (3) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。
- (4) 在庫として保管する規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第3号に基づき、在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。
- (5) 麻薬に係る調剤を行った回数  
認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第4号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載する。
- (6) 地域における他の薬局開設者に対して規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数  
認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第9号に基づき、地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数を記載する。
- (7) 地域における他の医療提供施設に対して規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数  
認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第10号に基づき、地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

## 3 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。

## 別添

※大文字、小文字の別は、本文を参照のこと。

### ●ヘボン式ローマ字の綴り方

あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O
か	KA	き	KI	く	KU	け	KE	こ	KO
さ	SA	し	SHI	す	SU	せ	SE	そ	SO
た	TA	ち	CHI	つ	TSU	て	TE	と	TO
な	NA	に	NI	ぬ	NU	ね	NE	の	NO
は	HA	ひ	HI	ふ	FU	へ	HE	ほ	HO
ま	MA	み	MI	む	MU	め	ME	も	MO
や	YA	い	I	ゆ	YU	え	E	よ	YO
ら	RA	り	RI	る	RU	れ	RE	ろ	RO
わ	WA	ゐ	I	う	U	ゑ	E	を	O
が	GA	ぎ	GI	ぐ	GU	げ	GE	ご	GO
ざ	ZA	じ	JI	ず	ZU	ぜ	ZE	ぞ	ZO
だ	DA	ぢ	JI	づ	ZU	で	DE	ど	DO
ば	BA	び	BI	ぶ	BU	べ	BE	ぼ	BO
ぱ	PA	ぴ	PI	ぷ	PU	ぺ	PE	ぽ	PO

きゃ	KYA	きゅ	KYU	きょ	KYO
しゃ	SHA	しゅ	SHU	しょ	SHO
ちゃ	CHA	ちゅ	CHU	ちょ	CHO
にゃ	NYA	にゅ	NYU	にょ	NYO
ひゃ	HYA	ひゅ	HYU	ひょ	HYO
みゃ	MYA	みゅ	MYU	みょ	MYO
りゃ	RYA	りゅ	RYU	りょ	RYO
ぎゃ	GYA	ぎゅ	GYU	ぎょ	GYO
じゃ	JA	じゅ	JU	じょ	JO
びゃ	BYA	びゅ	BYU	びょ	BYO
ぴゃ	PYA	ぴゅ	PYU	ぴょ	PYO

※ 本表及びその他用法で注意すべき点

1 撥音：「ん」はNと表記するが、B、M、Pの前の「ん」はMと記載する。

(例) Semba 千波 (せんば) Shimbashi (新橋)  
Nampeidai 南平台 (なんぺいだい)

2 促音：子音を重ねて表記する。うしろがCの場合は子音を重ねず前にTを記載する。

(例) Hattori 服部 (はっとり) Kikkawa 吉川 (きっかわ)  
Hatcho 八丁 (はっちょう)

3 長音：ヘボン式では長音を表記しない。「うう」はUUではなくU、「おお」はOU、OOではなくOと表記

(例) Kono 河野 (こうの) Ono 大野 (おおの)  
Hyuga 日向 (ひゅうが)

4 よく使用される単語

(例)  
Yakkyoku 薬局 (やっきょく) Chozai 調剤 (ちょうざい)  
Kabushikigaisha 株式会社 (かぶしきがいしゃ)  
Yugengaiisha 有限会社 (ゆうげんがいしゃ)